

千葉科学大学履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、千葉科学大学学則（以下「学則」という。）に基づき、千葉科学大学（以下「本学」という。）における授業科目の履修、単位認定及び進級・卒業判定に関する事項を定める。

(履修の方法)

第2条 履修する授業科目は、入学年度のカリキュラム表及び本規程に従い、各人が決定するものとする。

(単位と授業時間の考え方)

第3条 学則第30条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義、外国語及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(1)、(2)に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 授業の時間数は、90分を2時間として計算する。

3 授業は原則として半期15週、通期30週実施する。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

第2章 履修科目と履修登録

(履修登録)

第4条 履修する授業科目は、登録しなければならない。

2 同一授業科目が複数クラス開講されている場合は、履修するクラスも含め登録しなければならない。

3 履修登録を行わない授業科目は、単位を修得することができない。

第5条 履修登録を行った授業科目は、責任をもって履修しなければならない。

第6条 履修に関して、チューター、アカデミック・アドバイザー又は指導教員の助言を受けることができる。

第7条 1年間に履修できる授業科目の単位数の上限は次のとおりとする。

薬学部	薬学科	55単位（2019年度生以降）
		60単位（2018年度生以前）
危機管理学部	危機管理学科	50単位

	(危機管理システム学科)	
	保健医療学科	55 単位
	(医療危機管理学科)	
	航空技術危機管理学科	50 単位
	動物危機管理学科	50 単位
看護学部	看護学科	50 単位

2 ただし、教育職員免許状あるいは博物館学芸員資格を取得しようとする者は、学則別表Ⅱ-(2)、別表Ⅱ-(3)に定める「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「学芸員に関する専門科目」に限り前項に定める単位を超えて履修することができる。ただし、この場合の1年間で履修できる単位数の上限は60単位とする。

3 前年度の取得単位が30単位以上でかつGPAが2.7以上の者には、8単位を限度として第1項の上限を超えて履修を許可するものとする。

第8条 次の各号の授業科目の単位は、第7条に定める上限履修単位数に含むものとする。

- (1) 他学部他学科の学科科目の単位
- (2) 本学と他の大学又は短期大学(外国の大学を含む)との協定に基づき、当該大学において履修する授業科目
- (3) 本学と外国の大学との教育交流協定の上当該大学において実施する海外研修プログラムを修了し、所定の成績を修め本学の履修科目として認定した単位
- (4) 再履修する授業科目の単位
- (5) 学年途中の学期末に不合格となった授業科目の単位
(履修年次)

第9条 必修科目、選択必修科目及び第15~21条で指定された資格取得のために履修すべき科目は、入学年度のカリキュラム表に示された履修年次に履修し、その単位を修得しなければならない。ただし、不合格、留学、休学、編入学、学士入学等の理由で履修を要する場合は、この限りではない。

2 指定された履修年次に単位を修得できなかった必修科目、選択必修科目及び第15~21条で指定された資格取得のために履修すべき科目は、原則として、次の学期又は学年に再履修しなければならない。ただし、当該授業科目の再履修によらず、他の授業科目の履修をもってその必修要件を満たす場合は、この限りではない。

3 必修科目、選択必修科目及び第15~21条で指定された資格取得のために履修すべき科目のうち、春学期又は秋学期に分かれて開講されているため履修年次が限定されているものについては、示された履修年次以外の者は履修することができない。

4 選択科目は、原則として、入学年度のカリキュラム表に示された履修年次以上の者が、履修することができる。ただし、当年度の指定により、履修年次が限定されている授業科目については、示された履修年次以外の者は、履修することができない。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号の授業科目は、1年次より履修することができる。

- (1) 実用英会話Ⅰ、実用英会話Ⅱ
- (2) 英文講読Ⅰ、英文講読Ⅱ

(看護学実習・看護学演習の履修要件)

第9条の2 看護学部看護学科において、下記の授業科目の履修に当たっては、前年度または当該年度の春学期までに前提科目を修得しなければならない。

[令和4(2022)年度以降入学生 履修要件]

なお、地域フィールドワーク実習、地域危機管理看護学実習、基盤看護学実習Ⅰ、基盤看護学実習Ⅱ、療養生活支援実習においては、前提科目はないものとする。

授業科目	前提科目
公衆衛生看護学実習Ⅰ	公衆衛生看護学概論Ⅰ、公衆衛生看護方法論Ⅰ
小児看護学実習／小児看護学演習	基盤看護学実習Ⅰ、基盤看護学実習Ⅱ、生涯発達看護論、小児病態治療学、小児看護援助論Ⅰ、小児看護援助論Ⅱ
母性看護学実習／母性看護学演習	基盤看護学実習Ⅰ、基盤看護学実習Ⅱ、生涯発達看護論、母性病態治療学、母性看護援助論Ⅰ、母性看護援助論Ⅱ
急性期看護学実習／急性期看護学演習	基盤看護学実習Ⅰ、基盤看護学実習Ⅱ、病態治療学Ⅲ、急性期看護援助論Ⅰ、急性期看護援助論Ⅱ
慢性期看護学実習／慢性期看護学演習	基盤看護学実習Ⅰ、基盤看護学実習Ⅱ、病態治療学Ⅱ、慢性期看護援助論Ⅰ、慢性期看護援助論Ⅱ
リハビリテーション・ターミナル期実習／リハビリテーション・ターミナル期演習	基盤看護学実習Ⅰ、基盤看護学実習Ⅱ、生涯発達看護論、病態治療学Ⅰ、老年看護援助論Ⅰ・老年看護援助論Ⅱ
精神看護学実習／精神看護学演習	基盤看護学実習Ⅰ、基盤看護学実習Ⅱ、精神看護学概論、精神病態治療学、精神看護援助論Ⅰ、精神看護援助論Ⅱ
在宅看護学実習／在宅看護学演習	基盤看護学実習Ⅰ、基盤看護学実習Ⅱ、在宅看護学概論、在宅看護援助論Ⅰ、在宅看護援助論Ⅱ
統合実習	小児看護学実習、母性看護学実習、急性期看護学実習、慢性期看護学実習、リハビリテーション・ターミナル期実習、精神看護学実習、在宅看護学実習
公衆衛生看護学実習Ⅱ	公衆衛生看護学実習Ⅰ
公衆衛生看護学実習Ⅲ	公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護方法論Ⅱ・Ⅲ、公衆衛生看護技術演習Ⅰ・Ⅱ

[令和3(2021)年度以前入学生 履修要件]

なお、基盤看護学実習Ⅰ、基盤看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学実習Ⅲにおいては、前提科目はないものとする。

授業科目	前提科目
小児看護学実習 小児看護学演習	小児看護学概論、小児病態治療学、小児看護援助論Ⅰ、小児看護援助論Ⅱ

母性看護学実習 母性看護学演習	母性看護学概論、母性病態治療学、母性看護援助論Ⅰ、母性看護援助論Ⅱ
成人急性期看護学実習 成人慢性期看護学実習 成人急性期看護学演習 成人慢性期看護学演習	成人看護学概論、成人病態治療学Ⅰ、成人病態治療学Ⅱ、 成人急性期看護援助論Ⅰ、成人急性期看護援助論Ⅱ、 成人慢性期看護援助論Ⅰ、成人慢性期看護援助論Ⅱ
老年看護学実習Ⅰ	老年看護学概論
老年看護学実習Ⅱ 老年看護学演習	老年病態治療学、老年看護援助論Ⅰ、老年看護援助論Ⅱ、老年看護学実習Ⅰ
精神看護学実習 精神看護学演習	精神看護学概論、精神病態治療学、精神看護援助論Ⅰ、精神看護援助論Ⅱ
在宅看護学実習 在宅看護学演習	在宅看護学概論、在宅看護援助論Ⅰ、在宅看護援助論Ⅱ
公衆衛生看護学実習Ⅰ	公衆衛生看護学概論Ⅰ
看護の統合と実践実習	4年次春学期までのすべての看護学実習科目

(科目の読み替え等)

第10条 入学時の教育課程（カリキュラム）が卒業時まで適用される。

- 2 教育効果を高めるため、開講科目の変更等のカリキュラム改訂が行われることがある。
- 3 休学、留年等により改訂カリキュラムで修学することになった場合、旧カリキュラム開講科目を改訂カリキュラム開講科目に読み替えて履修することができる。
- 4 読み替え科目一覧表（別表1）は、学年始めのオリエンテーション時に配布される。

(他学部・他学科の学科科目の履修)

第11条 同一名称科目を除く他学部・他学科の専攻科目は、授業の担当教員、所属学科長及び教務課の承認を得れば履修することができる。

- 2 前項の規定により、同一名称科目を除く他学部・他学科の専攻科目を履修しようとする者は、学期始めの指定された期間内で、所定の用紙をもって教務課に願い出なければならない。
- 3 危機管理学部の各学科においては、同一名称科目を除く他学部・他学科の専攻科目を、36単位まで進級・卒業に必要な専攻科目の単位に加えることができる。
- 4 危機管理学部動物危機管理学科においては、教職及び博物館学芸員に関する科目の「教育原論」、「教育心理学」、「生涯学習論」、「博物館概論」より、4単位までを一般基礎科目に加えることができる。(2019年度入学生より)
- 5 看護学部看護学科においては、教職に関する科目の「教育心理学」、「教育原論」を、それぞれ一般基礎科目の『人間と文化』、『科学と実践』に加えることができる。(2020年度入学生より)

(単位互換協定に基づく他大学の授業科目の履修)

第12条 次の各号の単位互換協定に基づき、本学以外の各大学において開講する授業科目を履修することができる。

- (1) 放送大学との単位互換協定により本学が指定した科目（2013年度入学生まで）

(2) 帝京短期大学専攻科臨床工学専攻において開講する科目

2 前項の規定による履修は、各大学が定める履修条件に従うものとする。

(重複履修の禁止)

第13条 既に単位を修得した科目と同一の授業科目は、重ねて履修することができない。

第14条 別表2に示した授業科目は、重ねて履修することができない。

(資格取得に係る科目の履修)

第15条 学則第29条第2項に定める教職に関する専門科目は、次の学部学科の教育職員の資格を得ようとする者が履修することができる。

免許状の種類	中学校教諭一種免許状 理科 高等学校教諭一種免許状 理科	養護教諭一種免許状
学部学科	危機管理学部 動物危機管理学科	看護学部 看護学科

2 教育の基礎的理解に関する科目等／教職に関する科目、大学が独自に設定する科目／教科又は教職に関する科目、大学が独自に設定する科目／養護又は教職に関する科目に対応する本学の授業科目と単位数については、別表3の1（教育の基礎的理解に関する科目等／教職に関する科目及び履修要件）、別表3の2（大学が独自に設定する科目／教科又は教職に関する科目）及び別表3の3（大学が独自に設定する科目／養護又は教職に関する科目）に定める。

3 教科に関する科目に対応する本学の授業科目と単位数については、別表4（教科及び教科の指導法に関する科目／教科に関する科目）に定める。

4 養護に関する科目に対応する本学の授業科目と単位数については、別表5（養護に関する科目及び履修要件）に定める。

5 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目に対応する本学の授業科目と単位数は、別表6に定める。

第16条 学則第29条第3項に定める学芸員に関する専門科目は、次の学部学科の博物館学芸員資格を得ようとする者が履修することができる。

危機管理学部 動物危機管理学科

2 博物館学芸員に関する科目に対応する本学の授業科目（必修科目）と単位数については、別表7の1（博物館学芸員に関する科目（必修科目）及び履修要件）に定める。

3 博物館学芸員に関する科目に対応する本学の授業科目（選択科目）と単位数については、別表7の2（博物館学芸員に関する科目（選択科目））に定める。

第17条 危機管理学部 保健医療学科（医療危機管理学科）において、臨床工学技士国家試験受験資格取得の為、臨床工学技士法第14条第4号に基づき厚生労働大臣が指定する科目に対応する本学の授業科目と単位数については、別表8（臨床工学技士指定科目及び履修要件）に定める。

第18条 危機管理学部 保健医療学科（医療危機管理学科）において、臨床検査技師国家試験受験資格取得の為、臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号ニに基づき厚生労働大臣が指定する科目に対応する本学の授業科目と単位数については、別表9の1（臨床検査技師指定科目）に定める。

2 危機管理学部 保健医療学科（医療危機管理学科）において、臨床検査技師国家試験受験資格取得の為、検査技師等に関する法律施行令第18条第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定め

る生理学的検査及び採血に関する科目に対応する本学の授業科目と単位数については、別表 9 の 2（臨床検査技師生理検査及び採血に関する科目及び履修要件）に定める。

第 19 条 危機管理学部 保健医療学科（医療危機管理学科）において、救急救命士国家試験受験資格取得の為、救急救命士法第 34 条第 3 号に基づき厚生労働大臣が指定する科目に対応する本学の授業科目と単位数は、別表 10（救急救命士指定科目及び履修要件）に定める。

第 20 条 看護学部 看護学科において、保健師国家試験資格取得の為、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 2 条に基づき厚生労働大臣が指定する科目に対応する本学の授業科目と単位数は、別表 11（保健師国家試験指定科目及び履修要件）に定める。

第 21 条 次の学部学科において、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得することができる。

危機管理学部 保健医療学科（医療危機管理学科）（2019 年度入学生まで）

危機管理学部 動物危機管理学科（2016 年度入学生より）

2 食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得の為、食品衛生法施行規則第 50 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に基づく本学の授業科目と単位数は、別表 12（食品衛生管理者及び食品衛生監視員指定科目）に定める。

（外国人留学生特別科目の履修）

第 22 条 日本語を母国語としない学生のみが履修することができる日本語科目を別表 13（日本語科目）に定める。

（履修科目の登録と取消）

第 23 条 当該学年に履修をしようとする授業科目については、Web 履修登録システムにより、その学年始めの指定された期間内に、1 年分の履修登録を行わなければならない。

第 24 条 前条の規定にかかわらず、次の者については、学年途中の学期の所定の期間に履修科目の登録を行うことができる。

- (1) 当該学期を休学し、次の学期に復学する者
- (2) 春学期末卒業を申告した者で、第 50 条の規定を満たすことができずに、秋学期に履修する者
- (3) 秋学期に入学する者

第 25 条 履修登録の変更（訂正、取消、追加）は、次の指定の期間に限り、Web 履修登録システムから行うことができる。

- (1) 学年前半の履修登録期間 全ての授業科目
- (2) 学年後半の履修訂正期間 学年の後半に開講されている授業科目及び集中講義による授業科目

2 次のいずれかに該当する事由に限り、指定された期間外での履修登録の変更を認めることがある。ただし、第 2 項及び第 3 項においては授業回数の 3 分の 1 以上が実施された後の履修登録変更は認めない。

- (1) 1 年間に履修できる授業科目の単位数を超過している者（履修取消）
- (2) 進級・卒業要件に不足する者（履修追加）
- (3) 国家試験を受験予定の者で受験資格に関わる科目が未履修の者（履修追加）
- (4) その他、学科長が必要と認めたもの（履修の追加・取消）

3 前項第1号において、1年間に履修できる授業科目の単位数を超過している者が、履修取消に応じない場合、学科長と相談の上、教務課において履修登録が取り消されることがある。

4 第2項により履修登録を変更する者は、所定の用紙をもって次の期限までに教務課に願い出なければならない。

(1) 春学期 願い出期限 5月末日まで

(2) 秋学期 願い出期限 10月末日まで

5 履修登録を追加する場合であっても、第7条に定める1年間に履修できる授業科目の単位数の上限を超えて登録することはできない。

第26条 履修登録後に休学、退学、除籍となった場合は、履修登録したすべての授業科目は取り消される。ただし、履修期間が終了している授業科目は除く。

第27条 第43条に基づき、入学後に学外学修により単位を認定された者が、認定に係る資格等を取得した学期に当該認定科目を履修中の場合は、当該科目の履修登録は取り消される。

第3章 成績評価と単位の認定

(履修した科目の単位認定試験)

第28条 履修した科目の単位の認定は、試験による。試験の種類は次のとおりとする。

(1) 定期試験

ア 春学期又は秋学期のみに開講される半期制科目でその期末に行われる試験

イ 春学期・秋学期を通じて開講される通年制科目で学年末に行われる試験

ウ 春学期・秋学期を通じて開講される通年制科目で春学期末と秋学期末に分けて行われる試験

(2) 臨時試験

定期試験時間割に組み込まれない試験

(3) 追試験

(4) 再試験

2 次の各号に該当する学生は、試験を受けることができない。

(1) 試験を受けようとする科目について、履修登録を行っていない者

(2) 規定授業時間数の3分の1以上欠席した者

(3) 試験開始後30分以上遅刻した者

(4) 受験時に学生証を所持していない者

(5) 定めた期限までに授業料及びその他の諸納付金を理由なく完納していない者

(6) 上記のほか、特にシラバスの履修上の注意で示された要件を満たしていない者

第29条 試験の種類は、定期試験及び定期試験以外の方法（レポート、授業時に行う随時の試験等）とする。

2 単位は、定期試験、定期試験以外の方法又はそれらの組み合わせによって認定される。

第30条 定期試験は、担当教員が指定する科目について、春学期又は秋学期の定められた期間に定期試験時間割に組み入れて行われる。

2 定期試験は、次の各号に従い、受験するものとする。

- (1) 定期試験は、指定された日時及び教室で受験しなければならない。
- (2) 受験の際には、学生証を机の上に置き、監督者の確認を受けなければならない。
- (3) 受験者は、試験開始後試験時間の30分以上を経過しないと退室できない。
- (4) 受験者は、必ず答案を提出しなければならない。
- (5) 氏名及び学生番号を記入していない答案は、無効とされることがある。
- (6) 試験会場では監督者の指示に従わなければならない。
- (7) 受験者は、指定された教室で受験が困難と思われる場合には、別紙申請書に医師の診断書等を添付して定期試験期間の1ヶ月前までに教務課に申し出るものとする。
- (8) 申請書の内容を精査し、教学支援部長がやむをえない事由と判断した場合、別室での受験を許可することがある。
- (9) その他別室受験に必要な事項は別途定める。

3 前項第2号による学生証不携帯の場合は、学生課で仮学生証の交付を受けることができる。ただし、仮学生証は交付当日のみ有効とする。

第31条 レポートによる試験については、担当教員の定めた期限までに、担当教員の定めた方法により提出しなければならない。

(成績の評価)

第32条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C、Dの5段階で行い、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、出席不良又は定期試験未受験は、E(評価対象外)とする。

2 成績評価の基準及び100点法の目安は、以下のとおりとする。

100～90点をS(秀)、89～80点をA(優)、79～70点をB(良)、69～60点をC(可)、59～0点をD(不可)

3 成績評価の結果、合格した者には、単位が与えられる。

4 本学の開講科目以外の授業科目及び外部試験等の結果により単位認定する場合は、認定(N)とする。単位認定を次学年に持ち越す場合、単位認定を保留(H)とする。

5 成績証明書には合格及び単位認定となった授業科目のみ表示する。

第33条 不正行為を行った者は、学則第49条により処分を受ける。処分については次のとおりとする。

即日一ヶ月の停学処分にし、本人がその期に受講した全科目の単位は無効となる。ただし、卒業研究、実験、実習及び実技の単位は除く。

第34条 成績は、履修終了後の定められた期間に教務課から各人に通知される。

2 成績に疑義のある場合は、成績通知後1週間以内に担当教員に申し出ることができる。

第35条 第32条の規定による成績評価に対するG P (Grade Point) は、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、D、Eが0点とし、次の方法でG P A (Grade Point Average/成績平均点数) は算出される(小数点以下第三位を四捨五入)。

$(Sの単位数 \times 4 + Aの単位数 \times 3 + Bの単位数 \times 2 + Cの単位数 \times 1) / 登録単位数$ (不合格D及び評価対象外Eを含む)

第36条 次の各号の授業科目の単位は、前条におけるG P A算出の対象とならない。

- (1) 別表14に定める自由科目

- (2) 第 25 条第 3 項に基づき履修登録を取り消した授業科目の単位
- (3) 第 26 条に基づき休学により履修登録を取り消した授業科目の単位
- (4) 第 27 条に基づき学外学修の単位認定により履修登録を取り消した授業科目の単位
- (5) 第 42～45 条に基づく認定単位

第 37 条 GPA は、成績表に付記して各人に通知される。

第 37 条の 2 半期ごとの GPA が、3 回連続で 1.0 を下回った場合、原則として学生に退学勧告を行い、保護者に対してもその旨を通知する。

(追試験)

第 38 条 定期試験で次のいずれかに該当する事由で欠席した学生は、1 科目につき 1 回限り追試験を願い出ることができる。

- (1) 病気
- (2) 不慮の事故及び災害
- (3) 二親等までの死亡及びこれに準ずる場合
- (4) 大学院受験、就職試験
- (5) その他やむを得ない事由と担当教員が認める場合

第 39 条 追試験を願い出る者は、当該科目の試験実施日の翌日から起算して 1 週間以内に、所定用紙に事由等を記入し、次の書類を添付して、教務課に提出しなければならない。

- (1) 病気の場合 医師の診断書、証明書等（病名、欠席日等が明記され医師による証明があるもの）
- (2) 交通機関の事故の場合 遅延証明書等
- (3) 大学院受験、就職試験受験の場合 受験証明書等
- (4) (1)、(2) 及び (3) 以外の場合 客観的な証明

2 追試験を願い出るときは、1 科目につき 500 円の追試験料を納入しなければならない。

3 追試験はその科目の試験日より原則として 1 ヶ月以内に実施される。

(再試験)

第 40 条 当該年度の履修届出科目のうち、不合格点（D 評価）となった科目がある場合には、願い出により再試験が行われることがある。試験は当該期末までに行われ、1 科目につき原則 1 回限りとする。ただし、次の場合には再試験は行われぬ。

- (1) 担当教員が再試験を実施しても単位修得の見込みがないと判断する場合
- (2) その他、担当教員が再試験を課すのに適当でないと判断する場合

2 卒業の判定にあたっては、卒業年度の履修届出科目のうち卒業に必要な科目が不合格点（D 評価）の場合、当該学部教授会で定められた基準をもとに、当該学部教授会の審議を経て再試験を実施することがある。なお、当該再試験は学年末までに行われるものとし、1 科目につき 1 回限りとする。

3 再試験を願い出るときは、1 科目につき 2,000 円の再試験料を納入しなければならない。

第 41 条 再試験の成績評価は、C 又は D とする。

(その他の単位認定)

第 42 条 学則第 31 条に基づき、本学と他の大学又は短期大学（外国の大学を含む）との協議に基づき、当該学部教授会の審議を経て、学長が履修許可を与えた授業科目の単位を、本学にお

ける授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を受けることができる。ただし、単位認定については、所定の手続による。

第 43 条 学則第 31 条の 2 に基づき、次の学修を本学における授業科目とみなし、単位を受けることができる。

- (1) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修のうち本学が適当と認めるもの
- (2) その他文部科学大臣が別に定める学修のうち次のもの。ただし、単位認定については別表 15 (外部検定試験による単位認定) による。

ア Educational Testing Service が実施する TOEIC (Test of English for International Communication) (団体特別受験制度 Institutional Program を利用した場合も含む : TOEIC-IP)

イ 公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験

ウ NPO 法人日本防災士機構が認定する防災士資格取得者 (2019 年度入学生より)

- 2 前項の規定により、入学後の学外学修について単位認定を申告する者は、所定用紙を次の期限までに教務課に提出しなければならない。

資格等取得時期 : 前の学期の履修登録期間或いは履修訂正期間以降

認定願提出期限 : 次の学期の履修登録期間或いは履修訂正期間

- 3 単位認定は当該学部教授会の審議を経て学長により行われる。
- 4 前項により認定された単位は、願い出た学年の修得単位となる。

第 44 条 学則第 32 条に基づき、本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目の単位、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を受けることができる。

- 2 本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目の単位及び短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修の単位認定については、本学における開講科目の内容に準ずると認められ、かつ、本学の該当科目の所定の単位数以上を修得している場合 (修得しているとみなされる場合を含む。) に限る。

- 3 前項の規定にかかわらず、履修開始時に高等学校在学中であり、在学校の長の許可を得、学校法人加計学園が設置する大学において修得した既修得単位等は、進級及び卒業の要件となる単位として認定される。

- 4 入学前の既修得単位及び学修について単位認定を受けようとする学生は、入学した年度の履修登録期間内に、次の書類を教務課に提出しなければならない。

(1) 本学所定の単位等認定申請書

(2) 本学に入学する前に在学していた大学、短期大学又は大学以外の教育施設等における成績証明書もしくはこれに準ずる証明書

(3) 認定を希望する既修得単位等の講義内容や講義時間数を記録した書類

- 5 前項の規定に関わらず、第 43 条第 1 項第 2 号に定める学修について単位認定を受けようとする学生は、入学した年度の履修登録期間内に、次の書類を教務課に提出しなければならない。

(1) 大学所定の単位等認定申請書

(2) 公式認定証 (Official Score Certificate)、スコアレポート (個人成績表) 、成績証明

書、日本語能力認定書、若しくはこれらに準ずる証明書のいずれか

6 認定科目の審査は、当該学生の所属する学科により行われる。

7 前項の規定による審査結果を当該学生の所属する学部教授会における審議を経て、学長により既修得単位等の認定を受ける。

8 前項により認定された単位は、入学年度の修得単位とされる。

第 45 条 本学と外国の大学との教育交流協定の上当該大学において実施する海外研修プログラムを修了し、所定の成績を修めた場合、この学修を別表 16 に定める科目として履修したものとみなされ、単位を受けることができる。

2 海外研修プログラムの単位認定を受けようとする者は、次の書類を教務課に提出しなければならない。

(1) 本学所定の海外研修プログラム単位認定申請書（渡航前）

(2) 海外研修プログラム受講報告書（帰国後）

第 46 条 第 42～45 条に定める既修得単位及び学修の単位認定については、編入学、転学等の場合を除き、合わせて 60 単位を超えない範囲で行われる。

第 4 章 進級と卒業

第 47 条 進級・卒業に必要な科目と単位数については、別表 17（進級・卒業要件）に定める。

2 別表 14 に定める自由科目は、進級・卒業に必要な単位に含まれない。

3 学則第 46 条に基づき、進級及び卒業の判定は、学部教授会において審議される。

第 48 条 進級の時期は学年の始めとする。

第 49 条 学則第 46 条に基づき、本学に 4 年以上、薬学部薬学科は 6 年以上在学し、第 47 条別表 17 に定める単位数を修得したとき、卒業が認められる。

第 50 条 本学に 4 年以上、薬学部薬学科は 6 年以上在学し、学年の途中で第 47 条別表 17 に定める単位数を満たした場合、希望により当該学期末において卒業が認められることがある。

2 学年の途中で卒業をしようとする者は、学年始めの履修登録期間内若しくは履修訂正期間内に、所定の用紙をもって教務課に届け出なければならない。

第 5 章 雑則

(規程の改廃)

第 51 条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て学長により行われる。

第 52 条 この規程が改正されたときは、直ちに学生に告示される。

第 53 条 別表 1 から別表 17 については、別途細則に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 15 条については、平成 26 年度以前の入学生は従前の定めによる。

なお、この規程の制定に伴い、千葉科学大学国外研修講座規程（平成 16 年 4 月 1 日施行）、

及び、千葉科学大学国外研修講座に関する細則（平成 16 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条第 2・3・5 項、第 17 条、第 18 条第 1・2 項、第 19 条、第 21 条、第 22 条については、2015 年度以前の入学生は従前の定めによる。
- 3 第 43 条第 1 項第 2 号については、2014 年度入学生より適用する。
- 4 この規程の制定に伴い、1 年次に入学した学生の既修得単位等の認定に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日施行）、千葉科学大学試験内規（平成 16 年 7 月 1 日施行）、及び外部検定試験による単位認定に関する規程（平成 27 年 3 月 5 日施行）は、廃止する。

附 則

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 7 日 第 11 回大学協議会）

この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 4 日 第 4 回大学協議会、令和 2 年 3 月 5 日 第 11 回大学協議会）

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 4 日 第 11 回大学協議会）

この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 日 第 10 回大学協議会）

この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 14 日 第 1 回大学協議会）

この改正規程は、令和 4 年 4 月 14 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 日 第 11 回大学協議会）

この改正規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。